

諮問番号：平成 30 年度諮問第 1 号

答申番号：平成 30 年度答申第 1 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る平成 29 年 8 月 15 日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

建物（以下「本件保険」という。）の解約返戻金（以下「本件解約返戻金」という。）があるという理由で本件処分を受けたが、本件保険は審査請求人の名義を貸したものですべて姉が管理しており、処分庁から、本件解約返戻金は審査請求人とは無関係であるとの説明を受けている。実際に、本件解約返戻金は姉から借り受けたものである。

したがって、本件解約返戻金は法第 63 条の「資力」には該当しないので、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

（1）結論

審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却されるべきである。

（2）理由

本件保険が審査請求人名義であるという客観的事実及び審査請求人が自ら解約手続を行って実質的に資産を利用することができた事実から、本件解約返戻金は審査請求人の資産である。

処分庁が行った返還対象額の計算に不適切な点はあるが、返還決定額には影響を及ぼさないので、本件処分は適切である。

処分庁は、事前及び処分時において、審査請求人に対し法第 63 条に基づく

返還の必要性を十分説明しており、手続は適法である。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

2 理由

- (1) 本件の争点は、本件保険が法第4条第1項に規定する「利用し得る資産」に該当するかどうかであるが、その判断に当たっては、処分庁が判断の要素とした本件保険の契約者、被保険者及び保険金の受取人が審査請求人であることが重要である。

処分庁は、法第29条に基づく調査により、本件保険の契約者、被保険者及び保険金の受取人のすべてが審査請求人名義であることを確認した。

また、審査請求人は自ら解約手続を行い、自身の口座に本件解約返戻金が入金されたことを認めており、処分庁が本件保険の名義及び保険の解約権行使状況から、実質的に審査請求人が利用し得る資産に該当すると判断したことに瑕疵があるとはいえない。

その上で、本件解約返戻金が「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「保護課長事務連絡」という。)問3-24に示される保有を容認することが可能な程度を大きく超えているので、法第4条第1項に基づき処分庁が審査請求人に対して本件保険の解約を指導したことは適切である。

- (2) 保護開始時における資力に係る法第63条の返還対象額は、保護課長事務連絡問13-23によれば、必要経費等を除き本件解約返戻金全額とすべきであった。処分庁の計算した返還対象額に誤りはあるものの、返還決定額には影響を及ぼさないので、本件処分は適切である。

- (3) 審査請求人が提出した処分庁職員との会話記録では、処分庁が本件解約返戻金は審査請求人とは無関係であると説明したやり取りは聴き取れない。

また、口頭意見陳述において、審査請求人は、平成29年3月10日に返還の必要性について処分庁から説明があったことを認めている。

処分庁は、審査請求人に返還の必要性について十分説明を行った上で本件

処分を行っており、手続は適法である。

第4 調査審議の経過

平成30年4月19日 審査庁から諮問

同年5月11日 第1回審議

同年5月25日 第2回審議

第5 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 審査会の判断について

(1) 判断の根拠となる法令、通知等

法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」(保護の補足性)と定めている。

法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と定めている。

この規定は、「法4条1項にいう要保護者に利用しうる資産等の資力があるにもかかわらず、保護の必要が急迫しているため、その資力を現実に活用することができない等の理由で同条3項により保護を受けた保護受給者がその資力を現実に活用することができる状態になった場合の費用返還義務を定めたもの」(最高裁昭和42年(オ)第1245号昭和46年6月29日第三小法廷判決参照)と解されている。

(2) 法第63条の「資力」について

本件の争点は、本件解約返戻金が審査請求人の法第63条にいう「資力」に当たるかどうかである。

法第63条は、「資力を現実に活用することができる状態になった場合の費用返還義務を定めたもの」(前掲最高裁昭和42年(オ)第1245号昭和4

6年6月29日第三小法廷判決参照)とされていることからすると、法第63条を適用するためには、審査請求人が現実に資力を活用することができる状態であることが必要である。

ア この観点から検討すると、まず、法第29条による処分庁の調査に対する からの平成29年3月7日付けの回答から、審査請求人は、本件保険の契約者、被保険者及び保険金受取人のすべての名義人となっていたことが認められる。

次に、審査請求人は、本件保険の解約手続を自ら行い、自己名義の口座に本件解約返戻金を振り込ませていることが認められる。また、審査請求人は、本件解約返戻金を収入とする収入申告書を平成29年7月26日付けで処分庁に提出しており、本件解約返戻金が自らの収入であることを認めている。さらに、審査請求人が反論書に添付している平成29年7月26日AM10:00と記載された会話記録(以下「会話記録」という。)の中で、審査請求人は、本件解約返戻金を使用して車を購入したことや、建物の保険に加入したこと等を発言している。

このような事実を総合すると、審査請求人は、本件保険の契約の名義人であっただけでなく、現実に本件解約返戻金を活用することができたのであり、本件解約返戻金は法第63条にいう「資力」に該当すると認められる。

この点、処分庁が、審査請求人とその姉から聴き取りをしたところによると、同人らは、本件保険は元々は同人らの父の名義であったものを、審査請求人と姉の仲が良かった時に審査請求人の名義に変更したこと、しかし、保険料は姉が払い込んでおり、審査請求人は名義だけであるので、姉としては現在では腹立たしく思っていること、本件保険を解約するには姉の承諾だけでなく、母にも確認する必要があることを述べている。

このことは、亡き父親が加入していた保険の名義を審査請求人に変更した経緯や、期間は不明であるが姉が保険料を払い込んでいたことから、事実上、保険の解約に姉や母の了解を得る必要があったというものであり、法的な意味で審査請求人が本件解約返戻金を活用できなかったことを示すものではないと考えられる。

したがって、本件解約返戻金を審査請求人の法第63条にいう「資力」に当たると認められた処分庁の判断に不合理な点はないものと認められる。

イ これに対し、審査請求人は、平成29年8月15日付けで提出している「保護費返還 不服申立て」において、姉から本件解約返戻金を借り受け、借金の一部を支払ったと主張し、その証拠として、姉から金 円を借り受けたとする同年7月7日付けの念書を提出している。また、口頭意見陳述において、審査請求人に 円を貸し付け、本件解約返戻金でその一部を返済してもらったという補佐人(以下「本件補佐人」という。)も、この審査請求人の主張に沿った陳述をしている。

この点について検討すると、審査請求人は、口頭意見陳述において、姉から借りたと述べるが、借り受けた日時、借り受けた経緯、理由などについては具体的な説明をしていない。そもそも、処分庁が本件保険について姉に問い合わせた当時、審査請求人と姉との仲が疎遠であったことは、姉も審査請求人も認めており、姉は、保険料は自分が支払っており審査請求人は名義だけであることから腹立たしいとまで述べている。そうした中で、姉が審査請求人に対して貸付けをしたとは直ちに理解し難い。姉から借りたということであれば、処分庁の担当者に伝えていたであろうと思われるのに、本件処分が行われた同年7月26日までの間に審査請求人から処分庁にそのことを伝えた形跡はなく、会話記録においても姉から借りたことをうかがわせるような発言は確認できない。

また、提出された念書は、審査請求人の署名、押印のみであり、貸主としての姉の意思が確認できるものではなく、本件補佐人の発言内容も、審査請求人の姉が審査請求人に貸し付けることを審査請求人から聞いたという伝聞である。よって、念書も本件補佐人の供述も審査請求人の供述を強く裏付けるものとはいえない。

このようにみても、本件解約返戻金を姉から借りたという審査請求人の主張には、疑問と思われる点が少なからずあり、法第63条の「資力」に当たると認められた処分庁の判断を左右するものではない。

(3) 法第63条返還に係る処分庁の説明について

審査請求人は、本件解約返戻金は審査請求人とは無関係と処分庁から説明

を受けたと主張し、証拠として会話記録を提出している。

しかし、会話記録において、本件解約返戻金は審査請求人と無関係とする趣旨の処分庁の発言は確認できない。

また、本件解約返戻金の発生に伴い支給済みの保護費を返還する必要があることについて、審査請求人は7月分の保護費については返還する準備ができていないと発言していること、また、反論書において、平成29年3月10日時点で、2月、3月分で既に支給分の保護費は返還になるとの説明を受けたと認めていることから、審査請求人には、本件解約返戻金の発生に伴い、保護費の返還を行う必要があるとの認識はあったものと認められる。

したがって、本件解約返戻金が審査請求人と無関係であって、返還の必要がないと誤認させるような処分庁の説明はなかったものと認められ、この点についても違法又は不当な点はない。

3 結論

以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第1部会

委員 出田 孝一

委員 倉田 賀世

委員 松永 寿